

地方税財源の充実について

平成25年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.4兆円減の17.1兆円となった一方で、一般財源総額は0.1兆円増の59.8兆円が確保されたが、地方一般歳出は、社会保障関係経費が増額される一方で、投資的経費等が削減されたため減少している。

さらに、給与関係経費については、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方との十分な協議を経ないまま、一方的に地方交付税が削減された。地方の防災・減災事業や地域の活性化等の課題に対応するための事業費が特別枠として給与削減額とほぼ同額で計上されてはいるが、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題であり、また、地方の固有財源である地方交付税の性格を否定するものであり、極めて遺憾である。

また、臨時財政対策債は依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されておらず、加えて、社会保障と税の一体改革については、社会保障制度改革国民会議において審議が始まったものの、地方と協議を行う状況ではなく、進展しているとは言い難い。

一方、地域自主戦略交付金については、各省庁の交付金に移行し、メニューの大括り化、事務手続きの簡素化等の運用改善を行うこととされた。

また、経済対策として創設した基金は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等において、期間延長など必要な見直しが図られており、一定の評価ができる。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 平成25年度策定予定の「骨太の方針」について、地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費をはじめとした地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足等を踏まえたものとする。
- (2) 地方財政法の趣旨とは異なり、臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが法定されている。法律に則り、早期に法定税率の引き上げによる交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消し、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

- (3) 地方はこれまで国に先んじて人員の大幅な削減や独自の給与削減を断行し、既に国を上回る不断の行革を実施している。今後の公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、国、地方を通じた中長期的な行財政改革の視点から、「国と地方の協議の場」において十分な協議を行うこと。

なお、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に減額することで、国が地方公務員の給与削減を強制する今回のような措置は、地方自治の根幹にも関わる問題であり、二度と行わないこと。

- (4) 地域自主戦略交付金から移行した各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

- (5) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

- (6) 森林環境税（仮称）の創設や「地球温暖化対策のための税」の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

- (7) 自動車取得税については、平成25年度与党税制改正大綱において、2段階で引き下げ、消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で抜本的改革を行うこととされたが、その代替財源措置が具体的に示されていない。

自動車取得税は都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なものとなっていることから、その廃止に当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのない十分な代替財源として、地方税又は少なくとも地方譲与税による安定的な税財源措置を講ずること。

なお、税制の抜本的な見直しを行う際には、社会資本整備や高齢化の状

況による地域間の行政コストの相違に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

(1) 今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革に当たっては、「社会保障制度改革国民会議」で現在行われている検討に地域の現場の意見を反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論し、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(2) 消費税の引上げに当たっては、経済状況の好転に努めるとともに、中小事業者への転嫁対策等による配慮、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対応、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずること等に加え、地方が既に厳しい行財政改革に取り組んできている状況を踏まえ、国においても徹底した行財政改革を行うこと。

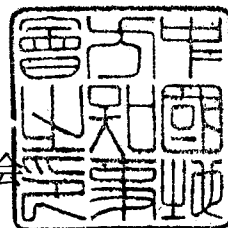
(3) 地方消費税引上げに伴う増収に見合う地方一般財源総額の確保を図るため、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、地方財政計画に適切に積み上げること。

また、地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、引上げ分の地方消費税について、基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきであること。

(4) 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性を是正する方策を講ずることとされている。この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税の税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう、幅広い検討を行うべきであること。

平成25年5月30日

中国地方知事会



鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事

平井伸治
溝口善兵衛
伊原木隆太
湯崎英彦
山本繁太郎